

道に対する「緊急事態宣言」の期間延長について

5月16日（日）から5月31日（月）までの間で発出されていきました北海道に対する「緊急事態宣言」につきましては、感染状況が未だ厳しい状況にあることから、6月20日（日）までの延長が決定されました。

町民の皆様におかれましては、感染防止のため、道及び道医療非常事態宣言の要請内容につきまして、引き続き実行いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

「道民の皆様への要請」

- 不要不急の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。加えて、特に週末の外出を控えること
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、厳に控えること

「北海道医療非常事態宣言における要請」

「マスクの着用」「手洗い」「手指消毒」「人との距離の確保」に加え、次のことを実行するようお願いいたします。

- できる限り、外出はしない
- 特に、週末は外出しない
- 外出しても、午後8時まで

「公共施設における閉館時間の変更、利用者の制限」

佐呂間町では、緊急事態宣言の期間延長に伴い、すべての公共施設の閉館時間及び利用の制限につきまして、下記のとおり6月20日（日）まで延長します。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 閉館時間：午後8時
- 利用者：町民限定
- 期間：6月1日（火）から20日（日）まで

※新型コロナウイルスの今後の感染状況により、変更する場合があります。